

令和5年度 伊豆市地域防災計画 新旧対照表
(大規模事故対策編)

新旧対照表 P1-P8

令和5年度 伊豆市地域防災計画 新旧対照表（大規模事故対策編）

頁	旧	新	備考																														
<p>頁</p>	<p>I 道路事故対策計画及びII 船舶事故対策計画、III 沿岸排出油事故対策計画、IV 鉄道事故対策計画、V 航空機事故対策計画 (略) I 道路事故対策計画 (略) I 道路事故対策計画 第1章 総則 (略) 第1節 関係機関の業務の大綱 (略) 第2節 過去の顕著な事故 (略) 第3節 予想される事故と地域 1 市内の道路状況（令和2年4月1日現在）</p> <table border="1" data-bbox="777 1638 997 2686"> <thead> <tr> <th>道路の種類</th> <th>路線数</th> <th>実延長(km)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般国道</td> <td>2</td> <td><u>55,398</u></td> </tr> <tr> <td>県道</td> <td>14</td> <td><u>119,611</u></td> </tr> <tr> <td>市道</td> <td><u>3,110</u></td> <td><u>990,016</u></td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td><u>3,126</u></td> <td><u>1,165,025</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p> <p>3 市内の交通事故件数等 令和4年中に<u>大仁警察署</u>管内で発生した交通事故は2,490件（人身293件、死者2人、負傷者394人、物損2,197件）伊豆市内で発生した人身事故は89件（死者2人、負傷者123人）となっている。 (略)</p> <p>第2章 災害予防計画</p> <p>第1節 道路構造物の災害予防 (略) 第2節 道路管理者等の防災体制の整備 (略) 第3節 危険物流出等に備えた資機材等の整備 (略) 第4節 防災訓練 (略) 第5節 関係機関との相互連携体制の整備 (略) 第3章 災害応急対策計画 (略) 第1節 情報の収集・伝達 (略)</p>	道路の種類	路線数	実延長(km)	一般国道	2	<u>55,398</u>	県道	14	<u>119,611</u>	市道	<u>3,110</u>	<u>990,016</u>	合計	<u>3,126</u>	<u>1,165,025</u>	<p>I 道路事故対策計画及びII 船舶事故対策計画、III 沿岸排出油事故対策計画、IV 鉄道事故対策計画、V 航空機事故対策計画 (略) I 道路事故対策計画 (略) I 道路事故対策計画 第1章 総則 (略) 第1節 関係機関の業務の大綱 (略) 第2節 過去の顕著な事故 (略) 第3節 予想される事故と地域 1 市内の道路状況（令和4年4月1日現在 静岡県道路現況調査）</p> <table border="1" data-bbox="777 118 997 1638"> <thead> <tr> <th>道路の種類</th> <th>路線数</th> <th>実延長(m)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般国道</td> <td>2</td> <td><u>63,619</u></td> </tr> <tr> <td>県道</td> <td>14</td> <td><u>119,592</u></td> </tr> <tr> <td>市道</td> <td><u>3,104</u></td> <td><u>989,287</u></td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td><u>3,120</u></td> <td><u>1,172,498</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p> <p>3 市内の交通事故件数等 令和4年中に<u>伊豆中央警察署</u>管内で発生した交通事故は2,490件（人身293件、死者2人、負傷者394人、物損2,197件）伊豆市内で発生した人身事故は89件（死者2人、負傷者123人）となっている。 (略)</p> <p>第2章 災害予防計画</p> <p>第1節 道路構造物の災害予防 (略) 第2節 道路管理者等の防災体制の整備 (略) 第3節 危険物流出等に備えた資機材等の整備 (略) 第4節 防災訓練 (略) 第5節 関係機関との相互連携体制の整備 (略) 第3章 災害応急対策計画 (略) 第1節 情報の収集・伝達 (略)</p>	道路の種類	路線数	実延長(m)	一般国道	2	<u>63,619</u>	県道	14	<u>119,592</u>	市道	<u>3,104</u>	<u>989,287</u>	合計	<u>3,120</u>	<u>1,172,498</u>	<p>時点更新</p> <p>組織改編による修正</p>
道路の種類	路線数	実延長(km)																															
一般国道	2	<u>55,398</u>																															
県道	14	<u>119,611</u>																															
市道	<u>3,110</u>	<u>990,016</u>																															
合計	<u>3,126</u>	<u>1,165,025</u>																															
道路の種類	路線数	実延長(m)																															
一般国道	2	<u>63,619</u>																															
県道	14	<u>119,592</u>																															
市道	<u>3,104</u>	<u>989,287</u>																															
合計	<u>3,120</u>	<u>1,172,498</u>																															
<p>大事故-4</p>	<p>大事故-4</p>	<p>大事故-4</p>	<p>大事故-4</p>																														

<p>大事故-7</p>	<p>第2節 情報連絡系統図</p>	<p>組織改編による修正</p>
<p>第2節 情報連絡系統図</p>	<p>第2節 情報連絡系統図</p>	<p>組織改編による修正</p>
<p>第3節 応急体制 (略)</p>	<p>第3節 応急体制 (略)</p>	
<p>第4節 危険物等の流出・散乱に対する応急措置 (略)</p>	<p>第4節 危険物等の流出・散乱に対する応急措置 (略)</p>	
<p>第4章 災害復旧計画</p>	<p>第4章 災害復旧計画</p>	
<p>第1節 災害復旧計画の策定 (略)</p>	<p>第1節 災害復旧計画の策定 (略)</p>	
<p>第2節 施設の復旧 (略)</p>	<p>第2節 施設の復旧 (略)</p>	
<p>第3節 安全性の確認 (略)</p>	<p>第3節 安全性の確認 (略)</p>	
<p>第4節 被害者等へのフォロー (略)</p>	<p>第4節 被害者等へのフォロー (略)</p>	
<p>第5節 再発防止策の検討 (略)</p>	<p>第5節 再発防止策の検討 (略)</p>	
<p>II 船舶事故対策計画</p>	<p>II 船舶事故対策計画</p>	
<p>第1章 総則 (略)</p>	<p>第1章 総則 (略)</p>	
<p>第1節 過去の顕著な事故 (略)</p>	<p>第1節 過去の顕著な事故 (略)</p>	
<p>第2節 予想される事故と地域 (略)</p>	<p>第2節 予想される事故と地域 (略)</p>	
<p>第2章 災害予防計画</p>	<p>第2章 災害予防計画</p>	
<p>第1節 防災体制の整備 (略)</p>	<p>第1節 防災体制の整備 (略)</p>	
<p>第3章 災害応急対策計画 (略)</p>	<p>第3章 災害応急対策計画 (略)</p>	

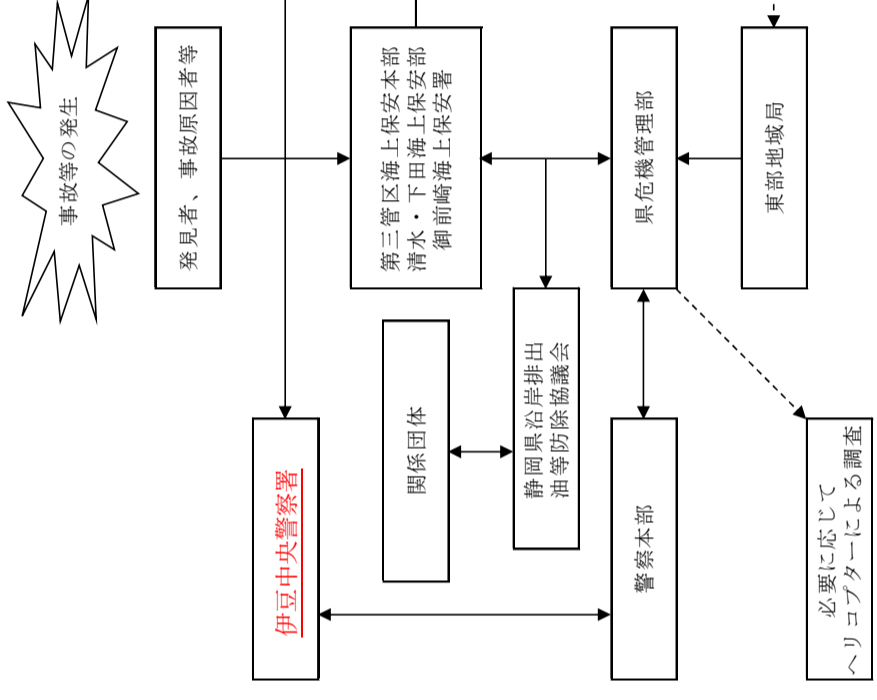
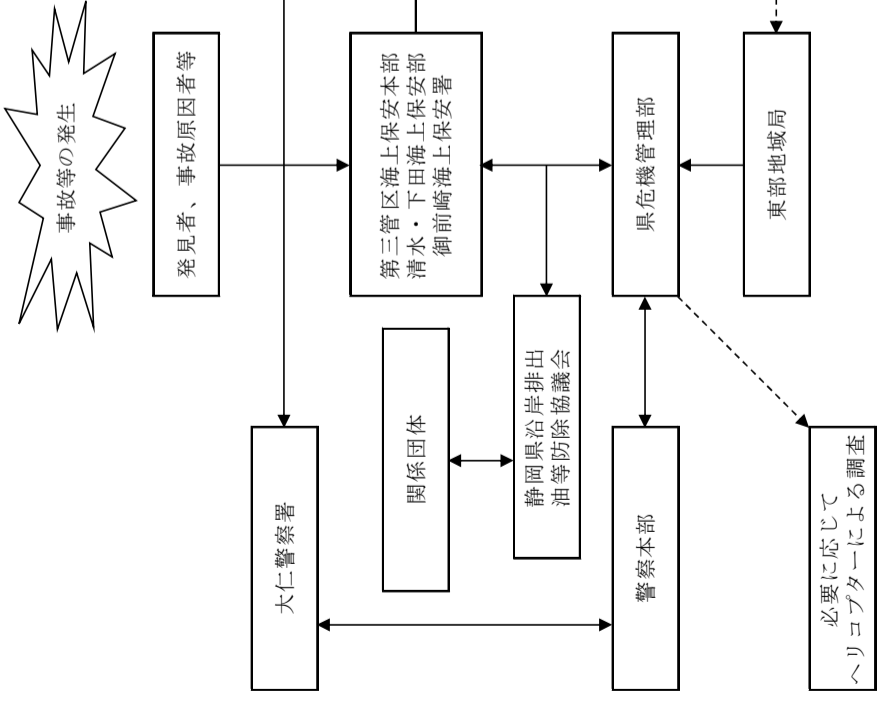
<p>大事故-16</p>	<p>第1節 情報の収集・伝達 (略) <連絡系統図></p> <p>必要に応じて ヘリコプターによる調査</p>	<p>第1節 情報の収集・伝達 (略) <連絡系統図></p> <p>必要に応じて ヘリコプターによる調査</p>	<p>組織改編による修正</p>																
<p>大事故-18</p>	<p>第2節 応急対策 (略)</p> <p>3 防災関係機関 防災関係機関は、次の事項を処理する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施主体</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>警察 (大仁警察署)</td> <td>ア 情報の収集・伝達 イ 搜索活動 ウ 救助・救出活動 エ 交通規制の実施</td> </tr> <tr> <td>第三管区海上保安本部</td> <td>ア 情報の収集・伝達 イ 海上における治安維持 ウ 海上における船舶交通の安全確保 エ 海難の際の人命救助及び船舶の救助 オ 現場保存、証拠資料の収集、関係者の確保及び取り調べ、検視等の応急的な捜査活動</td> </tr> <tr> <td>沿岸消防機関 (駿東伊豆消防本部)</td> <td>ア 情報の収集・伝達 イ 消火活動 ウ 救出・救助活動</td> </tr> </tbody> </table>	実施主体	内容	警察 (大仁警察署)	ア 情報の収集・伝達 イ 搜索活動 ウ 救助・救出活動 エ 交通規制の実施	第三管区海上保安本部	ア 情報の収集・伝達 イ 海上における治安維持 ウ 海上における船舶交通の安全確保 エ 海難の際の人命救助及び船舶の救助 オ 現場保存、証拠資料の収集、関係者の確保及び取り調べ、検視等の応急的な捜査活動	沿岸消防機関 (駿東伊豆消防本部)	ア 情報の収集・伝達 イ 消火活動 ウ 救出・救助活動	<p>第2節 応急対策 (略)</p> <p>3 防災関係機関 防災関係機関は、次の事項を処理する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施主体</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>警察 (伊豆中央警察署)</td> <td>ア 情報の収集・伝達 イ 搜索活動 ウ 救助・救出活動 エ 交通規制の実施</td> </tr> <tr> <td>第三管区海上保安本部</td> <td>ア 情報の収集・伝達 イ 海上における治安維持 ウ 海上における船舶交通の安全確保 エ 海難の際の人命救助及び船舶の救助 オ 現場保存、証拠資料の収集、関係者の確保及び取り調べ、検視等の応急的な捜査活動</td> </tr> <tr> <td>沿岸消防機関 (駿東伊豆消防本部)</td> <td>ア 情報の収集・伝達 イ 消火活動 ウ 救出・救助活動</td> </tr> </tbody> </table>	実施主体	内容	警察 (伊豆中央警察署)	ア 情報の収集・伝達 イ 搜索活動 ウ 救助・救出活動 エ 交通規制の実施	第三管区海上保安本部	ア 情報の収集・伝達 イ 海上における治安維持 ウ 海上における船舶交通の安全確保 エ 海難の際の人命救助及び船舶の救助 オ 現場保存、証拠資料の収集、関係者の確保及び取り調べ、検視等の応急的な捜査活動	沿岸消防機関 (駿東伊豆消防本部)	ア 情報の収集・伝達 イ 消火活動 ウ 救出・救助活動	<p>組織改編による修正</p>
実施主体	内容																		
警察 (大仁警察署)	ア 情報の収集・伝達 イ 搜索活動 ウ 救助・救出活動 エ 交通規制の実施																		
第三管区海上保安本部	ア 情報の収集・伝達 イ 海上における治安維持 ウ 海上における船舶交通の安全確保 エ 海難の際の人命救助及び船舶の救助 オ 現場保存、証拠資料の収集、関係者の確保及び取り調べ、検視等の応急的な捜査活動																		
沿岸消防機関 (駿東伊豆消防本部)	ア 情報の収集・伝達 イ 消火活動 ウ 救出・救助活動																		
実施主体	内容																		
警察 (伊豆中央警察署)	ア 情報の収集・伝達 イ 搜索活動 ウ 救助・救出活動 エ 交通規制の実施																		
第三管区海上保安本部	ア 情報の収集・伝達 イ 海上における治安維持 ウ 海上における船舶交通の安全確保 エ 海難の際の人命救助及び船舶の救助 オ 現場保存、証拠資料の収集、関係者の確保及び取り調べ、検視等の応急的な捜査活動																		
沿岸消防機関 (駿東伊豆消防本部)	ア 情報の収集・伝達 イ 消火活動 ウ 救出・救助活動																		

令和5年度 伊豆市地域防災計画 新旧対照表（大規模事故対策編）

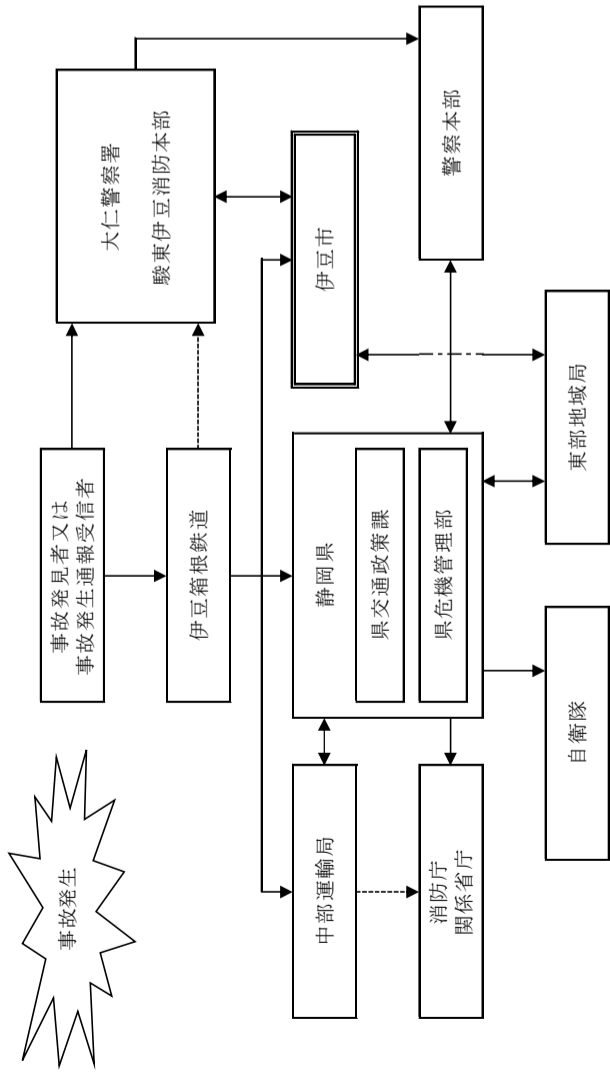
	海上運送事業者等	医療機関	
<p>エ 流出危険物に関する対応</p> <p>ア 情報の収集・伝達</p> <p>イ 各社の防災計画及び事故対策マニュアル等に基づき、直ちに社内に事故対策本部を設置</p> <p>ウ 海保や市町村等に対する必要な支援の要請</p> <p>エ 事業者としての消火・捜索・救出・救助活動</p> <p>オ 2次災害の防止活動</p> <p>カ 危険物等を積載している場合は、被害防止対策の実施、海保、消防や警察への報告</p> <p>キ 被災乗員家族等への情報提供(乗員に被害が出た場合)</p> <p>ク 被災乗員及び被災乗員家族に対する必要な手配</p> <p>ケ 代行輸送者、牽引船等の手配</p> <p>コ 乗員の避難誘導</p> <p>サ 乗員に対する広報</p>	<p>海上運送事業者等</p> <p>ア 情報の収集・伝達</p> <p>イ 各社の防災計画及び事故対策マニュアル等に基づき、直ちに社内に事故対策本部を設置</p> <p>ウ 海保や市町村等に対する必要な支援の要請</p> <p>エ 事業者としての消火・捜索・救出・救助活動</p> <p>オ 2次災害の防止活動</p> <p>カ 危険物等を積載している場合は、被害防止対策の実施、海保、消防や警察への報告</p> <p>キ 被災乗員家族等への情報提供(乗員に被害が出た場合)</p> <p>ク 被災乗員及び被災乗員家族に対する必要な手配</p> <p>ケ 代行輸送者、牽引船等の手配</p> <p>コ 乗員の避難誘導</p> <p>サ 乗員に対する広報</p>	<p>医療機関</p> <p>ア 情報の収集・伝達</p> <p>イ 医療救護活動</p> <p>ア 情報の収集・伝達</p> <p>イ 医療救護活動</p> <p>ア 情報の収集・伝達</p> <p>イ 遭難者の救助</p> <p>ア 関係先への事故情報の伝達</p> <p>イ 岸壁等港湾施設の使用制限</p> <p>ウ 海上保安部長等からの要請に関する措置</p>	<p>エ 流出危険物に関する対応</p> <p>ア 情報の収集・伝達</p> <p>イ 各社の防災計画及び事故対策マニュアル等に基づき、直ちに社内に事故対策本部を設置</p> <p>ウ 海保や市町村等に対する必要な支援の要請</p> <p>エ 事業者としての消火・捜索・救出・救助活動</p> <p>オ 2次災害の防止活動</p> <p>カ 危険物等を積載している場合は、被害防止対策の実施、海保、消防や警察への報告</p> <p>キ 被災乗員家族等への情報提供(乗員に被害が出た場合)</p> <p>ク 被災乗員及び被災乗員家族に対する必要な手配</p> <p>ケ 代行輸送者、牽引船等の手配</p> <p>コ 乗員の避難誘導</p> <p>サ 乗員に対する広報</p>
<p><特記事項></p> <p>(略)</p> <p>2 救助・救急活動</p> <p>○ 遭難船舶を認知した場合は、海上保安本部、警察、関係市町に連絡する。海上保安本部、警察、関係市町は海岸等現場において必要な活動を実施する。</p> <p>(略)</p> <p>Ⅲ 沿岸排出油事故等対策計画</p> <p>第1章 総則</p> <p>(略)</p> <p>第1節 過去の顕著な事故</p> <p>(略)</p> <p>第2節 流出事故の主な対策</p> <p>(略)</p> <p>第3節 重油等の種類と性質</p> <p>(略)</p> <p>第2章 災害予防計画</p> <p>第1節 防災体制の整備</p>	<p><特記事項></p> <p>(略)</p> <p>2 救助・救急活動</p> <p>○ 遭難船舶を認知した場合は、海上保安本部、警察、関係市町に連絡する。海上保安本部、警察、関係市町は海岸等現場において必要な活動を実施する。</p> <p>(略)</p> <p>Ⅲ 沿岸排出油事故等対策計画</p> <p>第1章 総則</p> <p>(略)</p> <p>第1節 過去の顕著な事故</p> <p>(略)</p> <p>第2節 流出事故の主な対策</p> <p>(略)</p> <p>第3節 重油等の種類と性質</p> <p>(略)</p> <p>第2章 災害予防計画</p> <p>第1節 防災体制の整備</p>	<p><特記事項></p> <p>(略)</p> <p>2 救助・救急活動</p> <p>○ 遭難船舶を認知した場合は、海上保安本部、警察、<u>沿岸消防機関</u>、関係市町に連絡する。海上保安本部、警察、<u>沿岸消防機関</u>、関係市町は海岸等現場において必要な活動を実施する。</p> <p>(略)</p> <p>Ⅲ 沿岸排出油事故等対策計画</p> <p>第1章 総則</p> <p>(略)</p> <p>第1節 過去の顕著な事故</p> <p>(略)</p> <p>第2節 流出事故の主な対策</p> <p>(略)</p> <p>第3節 重油等の種類と性質</p> <p>(略)</p> <p>第2章 災害予防計画</p> <p>第1節 防災体制の整備</p>	<p><特記事項></p> <p>(略)</p> <p>2 救助・救急活動</p> <p>○ 遭難船舶を認知した場合は、海上保安本部、警察、<u>沿岸消防機関</u>、関係市町に連絡する。海上保安本部、警察、<u>沿岸消防機関</u>、関係市町は海岸等現場において必要な活動を実施する。</p> <p>(略)</p> <p>Ⅲ 沿岸排出油事故等対策計画</p> <p>第1章 総則</p> <p>(略)</p> <p>第1節 過去の顕著な事故</p> <p>(略)</p> <p>第2節 流出事故の主な対策</p> <p>(略)</p> <p>第3節 重油等の種類と性質</p> <p>(略)</p> <p>第2章 災害予防計画</p> <p>第1節 防災体制の整備</p>

<p>（略）</p> <p>第2節 防除資機材等の整備 （略）</p> <p>第3節 沿岸域及び海域利用情報の収集・整理 （略）</p> <p>第4節 海上交通の安全確保 （略）</p> <p>第5節 人材の育成 （略）</p> <p>第6節 防災訓練 （略）</p> <p>第7節 関係機関との相互連携体制の整備 （略）</p> <p>第3章 災害応急対策計画 （略）</p> <p>第1節 情報の収集・伝達 （略）</p> <p>＜連絡系統図＞</p>	<p>（略）</p> <p>第2節 防除資機材等の整備 （略）</p> <p>第3節 沿岸域及び海域利用情報の収集・整理 （略）</p> <p>第4節 海上交通の安全確保 （略）</p> <p>第5節 人材の育成 （略）</p> <p>第6節 防災訓練 （略）</p> <p>第7節 関係機関との相互連携体制の整備 （略）</p> <p>第3章 災害応急対策計画 （略）</p> <p>第1節 情報の収集・伝達 （略）</p> <p>＜連絡系統図＞</p>	<p>（略）</p> <p>第2節 防除資機材等の整備 （略）</p> <p>第3節 沿岸域及び海域利用情報の収集・整理 （略）</p> <p>第4節 海上交通の安全確保 （略）</p> <p>第5節 人材の育成 （略）</p> <p>第6節 防災訓練 （略）</p> <p>第7節 関係機関との相互連携体制の整備 （略）</p> <p>第3章 災害応急対策計画 （略）</p> <p>第1節 情報の収集・伝達 （略）</p> <p>＜連絡系統図＞</p> <p>組織改編による修正</p>
--	--	---

大事故-27



第1節 災害復旧計画の策定 (略)	第1節 災害復旧計画の策定 (略)
第2節 施設の復旧 (略)	第2節 施設の復旧 (略)
第3節 安全性の確認 (略)	第3節 安全性の確認 (略)
第4節 被害者等へのフォロー (略)	第4節 被害者等へのフォロー (略)
第5節 再発防止策の検討 (略)	第5節 再発防止策の検討 (略)
第6節 環境保全対策 (略)	第6節 環境保全対策 (略)
第7節 補償対策 (略)	第7節 補償対策 (略)
第8節 漁業経営対策 (略)	第8節 漁業経営対策 (略)
第9節 風評被害防止対策 (略)	第9節 風評被害防止対策 (略)
IV 鉄道事故対策計画	IV 鉄道事故対策計画
第1章 総則 (略)	第1章 総則 (略)
第1節 過去の主な事故（死傷者を伴うもの） (略)	第1節 過去の主な事故（死傷者を伴うもの） (略)
第2節 予想される事故と地域 (略)	第2節 予想される事故と地域 (略)
第2章 災害予防計画	第2章 災害予防計画
第1節 防災体制の整備 (略)	第1節 防災体制の整備 (略)
第2節 鉄道交通の安全確保 (略)	第2節 鉄道交通の安全確保 (略)
第3節 心急対策用資機材等の整備 (略)	第3節 心急対策用資機材等の整備 (略)
第4節 関係機関との相互連携体制の整備 (略)	第4節 関係機関との相互連携体制の整備 (略)
第5節 防災訓練 (略)	第5節 防災訓練 (略)
第3章 災害心急対策計画 (略)	第3章 災害心急対策計画 (略)
第1節 情報連絡体制の整備 (略)	第1節 情報連絡体制の整備 (略)



(略)

第2節 応急体制

(略)

<特記事項>

(略)

4 救助・救急活動

現場において市は救助活動を実施し、救助した傷病者等を医療機関に搬送する。

(略)

V 航空機事故対策計画

第1章 総則

(略)

第1節 過去の顕著な災害（空港以外で発生した航空機事故）

(略)

第2節 予想される事故と地域

(略)

第2章 災害予防計画

第1節 防災体制の整備

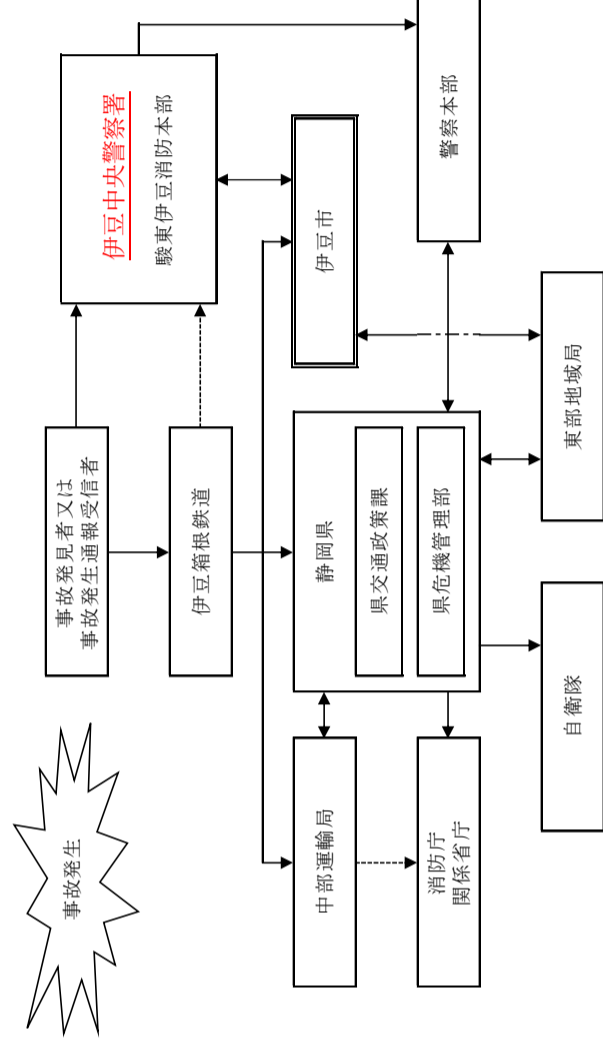
(略)

第3章 災害応急対策計画

(略)

第1節 情報の収集・伝達

航空災害防災関係機関は、航空機事故の発生を認知したときは、発生状況及び被害の状況を収集し、把握した内容を下図に示す連絡系統により他の関係機関に連絡通報する。



(略)

第2節 応急体制

(略)

<特記事項>

(略)

4 救助・救急活動

現場において市は消防機関と連携し、救助活動を実施し、救助した傷病者等を医療機関に搬送する。

(略)

V 航空機事故対策計画

第1章 総則

(略)

第1節 過去の顕著な災害（空港以外で発生した航空機事故）

(略)

第2節 予想される事故と地域

(略)

第2章 災害予防計画

第1節 防災体制の整備

(略)

第3章 災害応急対策計画

(略)

第1節 情報の収集・伝達

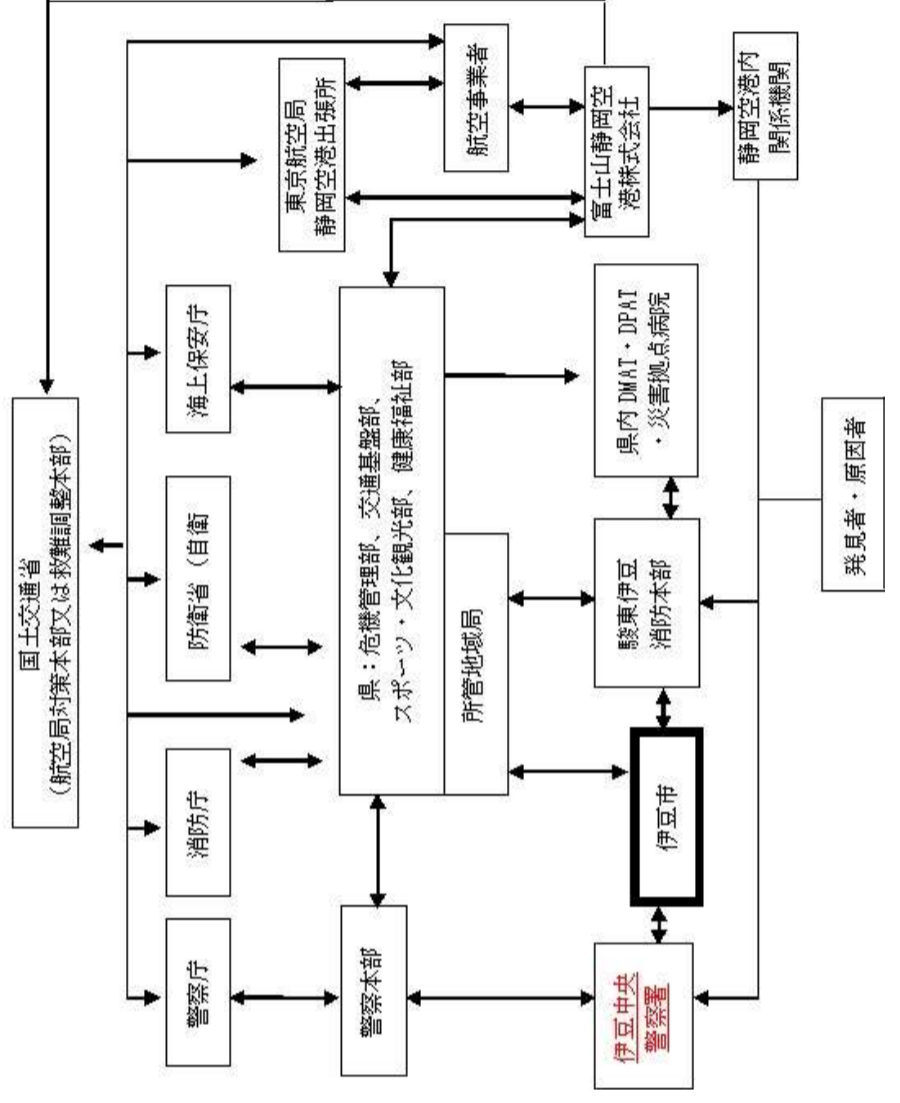
航空災害防災関係機関は、航空機事故の発生を認知したときは、発生状況及び被害の状況を収集し、把握した内容を下図に示す連絡系統により他の関係機関に連絡通報する。

組織改編による修正

表現の適正化

<連絡系統図>

<連絡系統図>



第2節 心急対策 (略)

第2節 心急対策 (略)